

昭和五十五年法律第六十号

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、飛鳥地方の遺跡等の歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であったことをしのばせる歴史的風土が、明日香村の全域にわたつて良好に維持されていることにかんがみ、かつ、その歴史的風土の保存が国民の我が国の歴史に対する認識を深めることに配意し、住民の理解と協力の下にこれを保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定めることを目的とする。

(明日香村歴史的風土保存計画)

第二条 国土交通大臣は、奈良県、明日香村(奈良県高市郡明日香村をいう。以下同じ。)及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」という。)第五条第一項の歴史的風土保存計画として、明日香村の区域の全部について、歴史的風土の保存に関する計画(以下「明日香村歴史的風土保存計画」という。)を定めなければならない。この場合において、国土交通大臣は、奈良県又は明日香村から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 明日香村歴史的風土保存計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種歴史的風土保存地区と第二種歴史的風土保存地区との区分の基準に関する事項
  - 二 第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における行為の規制に関する事項
  - 三 歴史的風土の保存に配意した土地利用に関する事項
  - 四 歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
  - 五 古都保存法第十一条第一項の規定による土地の買入れに関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の維持保存に関し特に必要と認められる事項
- 3 国土交通大臣は、明日香村歴史的風土保存計画を定めたときは、これを関係行政機関の長、

奈良県及び明日香村に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

4 前三項の規定は、明日香村歴史的風土保存計画の変更について準用する。

(第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に関する都市計画)

第三条 明日香村の区域については、明日香村歴史的風土保存計画に基づき、当該区域を区分して、都市計画に第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区を定めるものとする。

2 第一種歴史的風土保存地区は、歴史的風土の保存上重要な部分を構成していることにより、現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保存を図るべき地域とし、第二種歴史的風土保存地区は、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保存を図るべき地域とする。

3 第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区は、それぞれ古都保存法第七条の二後段の特別保存地区とする。

(明日香村整備基本方針等)

第四条 国土交通大臣は、奈良県、明日香村及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、明日香村における歴史的風土の保存と住民の生活との調和を図るため、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針(以下「明日香村整備基本方針」という。)を定め、これを奈良県知事に示すものとする。この場合において、国土交通大臣は、奈良県又は明日香村から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 奈良県知事は、前項の規定により示された明日香村整備基本方針に基づき、明日香村の意見を聴いて、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画を作成することができる。この場合において、奈良県知事は、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 前項に規定する計画には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 道路の整備に関する事項
- 二 河川の整備に関する事項
- 三 下水道の整備に関する事項
- 四 都市公園の整備に関する事項
- 五 住宅の整備に関する事項

六 教育施設の整備に関する事項

七 厚生施設の整備に関する事項

八 消防施設の整備に関する事項

九 農地並びに農業用施設及び林業用施設の整備に関する事項

十 文化財の保護に関する事項

11 前各号に掲げるもののほか、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるもの

4 国土交通大臣は、第二項に規定する計画が適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。この場合において、国土交通大臣は、社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 前三項の規定は、明日香村整備計画(第二項の同意を得た同項に規定する計画をいう。以下同じ。)の変更について準用する。

第五条 明日香村整備計画に基づいて、昭和五十五年度から平成二十一年度までの各年度において明日香村が国又は奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行う事業(奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けるものにあつては、奈良県が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するために要する費用の一部について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するものに限る。)のうち、次に掲げる事業(災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は奈良県が負担するもの及び当該事業に係る経費を明日香村が負担しないものを除く。)で政令で定めるもの(以下「特定事業」という。)に係る経費に対する

国(以下「国」という。)の負担又は補助の割合(明日香村に対する負担又は補助のために奈良県が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合)については、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第十四号)第五条の規定の例による。

- 一 次の施設の整備に関する事業
- イ 道路
- ロ 下水道
- ハ 都市公園

二 教育施設

ホ 厚生施設

ヘ 農地並びに農業用施設及び林業用施設で政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、生活環境及び産業基盤の整備のために必要な事業で政令で定めるもの

2 前項の規定により通常の国の負担割合を超えて国が負担し、又は補助することとなる額の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

3 明日香村整備計画に基づいて行われる道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、四分の三(土地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二)の範囲内で政令で定める割合とする。

4 明日香村整備計画に基づいて行われる河川法(昭和二十九年法律第六十七号)第四条第一項に規定する一級河川のうちその管理を県知事が行うものとされた指定区間内のもの改良工事の事業に係る経費に対する国の負担の割合は、同法の規定にかかわらず、三分の二とする。

5 明日香村整備計画に基づく事業で次の各号に掲げるものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合については、当該各号に規定する法律に基づく政令に定める負担又は補助の割合を超える割合を政令で定めることができる。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築

二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業

第五条の二 国は、特定事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。(地方債についての配慮)

第六条 奈良県又は明日香村が明日香村整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、奈良県又は明日香村の財政状況が許す限り起債できるやう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をも



成四年度の特例に係る規定並びに平成三年度の  
 特例に係る規定は、平成三年度及び平成四年度  
 (平成三年度の特例に係るものにあつては平成  
 三年度とする。以下この項において同じ。)の  
 予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道  
 府県又は市町村の負担を含む。以下この項にお  
 いて同じ。)又は補助(平成二年度以前の年度  
 における事務又は事業の実施により平成三年度  
 以降の年度に支出される国の負担及び平成二  
 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平  
 成三年度以降の年度に支出すべきものとされた  
 国の負担又は補助を除く。)並びに平成三年度  
 及び平成四年度における事務又は事業の実施に  
 より平成五年度(平成三年度の特例に係るもの  
 にあつては平成四年度とする。以下この項にお  
 いて同じ。)以降の年度に支出される国の負担、  
 平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為  
 に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきも  
 のとされる国の負担又は補助並びに平成三年度  
 及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は  
 補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるも  
 のについて適用し、平成二年度以前の年度にお  
 ける事務又は事業の実施により平成三年度以降  
 の年度に支出される国の負担、平成二年度以前  
 の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度  
 以降の年度に支出すべきものとされた国の負担  
 又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算  
 に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年  
 度に繰り越されたものについては、なお従前の  
 例による。

**附則 (平成五年三月三十一日法律第八号)抄**  
 (施行期日等)  
 1 この法律は、平成五年四月一日から施行す  
 る。  
 2 この法律(第十一条及び第二十条の規定を除  
 く。)による改正後の法律の規定は、平成五年  
 度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の  
 負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。  
 以下この項において同じ。)又は補助(平成四  
 年度以前の年度における事務又は事業の実施に  
 より平成五年度以降の年度に支出される国の負  
 担及び平成四年度以前の年度の国庫債務負担行  
 為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべき  
 ものとされた国の負担又は補助を除く。)につ  
 いて適用し、平成四年度以前の年度における事  
 務又は事業の実施により平成五年度以降の年度

に支出される国の負担、平成四年度以前の年度  
 の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の  
 年度に支出すべきものとされた国の負担又は補  
 助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る  
 国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰  
 り越されたものについては、なお従前の例によ  
 る。

**附則 (平成二一年七月一六日法律第八号)抄**  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施  
 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
 該各号に定める日から施行する。  
 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五  
 条、節名並びに二款及び款名を加える改正規  
 定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分  
 (両議院の同意を得ることに係る部分に限  
 る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則  
 第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十  
 項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規  
 定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定  
 に係る部分を除く。)並びに第四百七十二條  
 の規定(市町村の合併の特例に関する法律第  
 六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る  
 部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、  
 第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第  
 四項及び第五項、第七十三条、第七十七條、  
 第一百五十七條第四項から第六項まで、第六十  
 六条、第六十三條、第六十四條並びに第  
 二百二条の規定 公布の日  
 (国等の事務)  
**第一百五十九條** この法律による改正前のそれぞれ  
 の法律に規定するもののほか、この法律の施行  
 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ  
 れに基づく政令により管理し又は執行する国、  
 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則  
 第六十一条において「国等の事務」という。)  
 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律  
 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体  
 の事務として処理するものとする。  
**第六十條** この法律(附則第一条各号に掲げる  
 規定については、当該各規定。以下この条及び  
 附則第六十三條において同じ。)の施行前に  
 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許  
 可等の処分その他の行為(以下この条において  
 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行

の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により  
 されている許可等の申請その他の行為(以下こ  
 の条において「申請等の行為」という。)で、  
 この法律の施行の日においてこれらの行為に係  
 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも  
 のは、附則第二条から前条までの規定又は改正  
 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含  
 む。)の経過措置に関する規定に定めるものを  
 除き、この法律の施行の日以後における改正後  
 のそれぞれの法律の適用については、改正後の  
 それぞれの法律の相当規定によりされた処分等  
 の行為又は申請等の行為とみなす。  
 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律  
 の規定により国又は地方公共団体の機関に対し  
 報告、届出、提出その他の手続をしなければならない  
 事項で、この法律の施行の日前にその手  
 続がされていないものについては、この法律及  
 びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの  
 ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当  
 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に  
 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ  
 ればならない事項についてその手続がされてい  
 ないものとみなして、この法律による改正後の  
 それぞれの法律の規定を適用する。  
 (不服申立てに関する経過措置)  
**第六十一條** 施行日前にされた国等の事務に係  
 る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下  
 この条において「処分庁」という。)に施行日  
 前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以  
 下この条において「上級行政庁」という。)が  
 あつたものについての同法による不服申立てに  
 ついては、施行日以後においても、当該処分庁  
 に引き続き上級行政庁があるものとみなして、  
 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に  
 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる  
 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁  
 であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされ  
 る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、  
 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す  
 ることとされる事務は、新地方自治法第二条第  
 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす  
 る。  
 (その他の経過措置の政令への委任)  
**第六十四條** この附則に規定するもののほか、  
 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に  
 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)  
**第二百五十條** 新地方自治法第二条第九項第一号  
 に規定する第一号法定受託事務については、で  
 きる限り新たに設けることのないようにすると  
 ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及  
 び新地方自治法に基づく政令に示すものについ  
 ては、地方分権を推進する観点から検討を加  
 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。  
**第二百五十一條** 政府は、地方公共団体が事務及  
 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、  
 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税  
 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推  
 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて  
 必要な措置を講ずるものとする。

**附則 (平成二一年二月二日法律第一六〇号)抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。た  
 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め  
 る日から施行する。  
 一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質  
 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正  
 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)  
 、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二  
 十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び  
 第千三百四十四條の規定 公布の日  
**附則 (平成二一年三月三十一日法律第三〇号)**  
 この法律は、平成十二年四月一日から施行す  
 る。  
**附則 (平成二二年五月三十一日法律第九号)抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施  
 行する。  
**附則 (平成二二年五月三十一日法律第九号)抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施  
 行する。  
**附則 (平成一四年七月三十一日法律第九号)抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律は、公社法の施行の日から施行  
 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
 各号に定める日から施行する。

**附則 (平成一四年七月三十一日法律第九号)抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律は、公社法の施行の日から施行  
 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
 各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一七年四月一日法律第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。